

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告 目次 昭和三十年度に係る教育委員会事務局各課の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百六十八号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る教育委員会事務局各課の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年二月二十三日

鳥取県監査委員 松本利治

同 同 上 小 山 本 本 根 谷 本 利 政 善 四 郎 幸 高 郎 治

監査箇所 執行年月日

昭和三十一年十一月五日監査

庶務課

昭和三十一年十一月五日監査

監査委員 松本利治

高教課

昭和三十一年十一月五日監査

義務教育課

昭和三十一年十一月五日監査

社会教育課

昭和三十一年十一月五日監査

課

昭和三十一年十一月五日監査

体育保健課

昭和三十一年十一月五日監査

庶務課 昭和三十一年十一月五日監査
監査委員 松本利治
高校教育課 昭和三十一年十一月五日監査
社会教育課 昭和三十一年十一月五日監査
課 昭和三十一年十一月五日監査
体育保健課 昭和三十一年十一月五日監査

同 山本四郎

同 近藤伝一

一 当課は委員室所管業務及び教職員の福利厚生に関する業務を所管し、更に本年四月より教育行財政総合計画に基く企画調査に関する事務を統合し概ね適切に処理してきたものと認めた。

二 教育委員会法の改正に伴い（三十一年十月より施行）県教育委員会と市町村教育委員会との連絡調整に關す

る各種事務或いは教育指導に対する業務が相當に増加するものと思考されるが、教育行財政総合計画に基く教育の実態調査と、教育行財政の進展並びに改善を図るため強力な指導助言を促進するよう特に努力されたい。

なお事務局各課教育研究所との相互連携について、は、
更に連絡調整の徹底を図るよう留意されたい。

管 理 課 昭和三十一年十一月五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一本年度県立高等学校施設整備事業は四千二十八万円の事業費をもつて、河北農高校外十三校の整備に着手したが、財政事情等により三千四百五十万余円を実施し、五百八十七万余円を翌年度繰越としている。昭和三十年度より新に策定した重点的整備四ヶ年計画による事業促進は財政事情等によつて、計画通りの実施が

困難の状況であり、依然として老朽危険校舎は解消されず、反面学級数の増加並びに生徒数の自然増と相俟つて、教育運営上最大のあい路となつてゐるので、県及び教育委員会当局はこれが整備計画遂行に当り、緊急度をよく勘案し適切な財政措置を講じ重点的に実施する必要がある。

二 高等学校運営費の合理的配分については、毎年指摘を望しているところであるが、本年度より各学校別に年間予算を内示する等によりその効率的執行に改善努力しているが、需要費の県費負担額は依然として少額でありP・T・Aその他学校後援団体に依存する割合は総体の六三・五%を占めている実情であり、教育運営上の弊害を招く恐れも考えられるので、県は適切な予算的配意に留意し、主管当局においても予算の適正配分につき更に考究善処が望まれる。

三 本年度産業教育振興事業は二千七百四万余円の予算に対し二千三百九十一万余円を執行し、三百四万余円を翌年度繰越としている。

施設設備の整備充実に當つては重点的計画に基いて整備されつつあるが、これが運営に当たり検討を要するものがある。

即ち折角の施設、設備もこれに関連する予算措置が不十分のため、その効果の稀薄なもの或いは遊休状態のまま放置されているもの等がいまなお散見があるので、関係当局は財政効率並びに産業教育効果の見地からこの点特に留意されたい。

四 小、中学校統合の促進に努められたい。

すなわち本年度より施設整備促進四ヶ年計画を策定し

これが実施につき鋭意努力しているが、これと併行して行われる小、中学校統合は地域感情及び経費等の關係上事業の推進は容易でないと思われるが、積極的指導助言を強力に与え、計画完遂に一層の努力を要望する。

五 教育財産の適確なる管理についてはいまなお留意検討を要するものがある。

すなわち学校敷地、農場等の土地の所有区分につき不

義務教育課 昭和三十一年十一月五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

明確のもの学校造林演習林等に対する地上権の未設定のもの等尠くないので関係当局は実状調査の上、措置対策を講じ財産管理に万全を期されたい。

なお新設高校のうちには、設立当初地元から提供を受けた学校敷地その他等で未だ地元との話合がまとまらず、數年間不明確のまま経過しているものがあり、これらの中は学校長に一任委の形であるが、員会当局としても積極的解決に当るべきである。

一 義務教育職員の新陳代謝の推進並びに人員構成の適正化に一段の努力の要がある。

すなわち本県小、中学校教職員の人員費は全国平均をはるかに上回り従つて基準財政需要額を超過すること一億二千七百余万円に達し本県財政を著しく圧迫して

昭和32年2月23日 土曜日 鳥取県公報(号外)第9号

00199

昭和32年2月23日 土曜日 鳥取県公報(号外)第9号

青年学級振興法が制定されて以来勤労教育少年教育の重要性が再認識され、県下各地に青年学級開設の気運を造成しつつあることは結構なことである。本年度における県下青年学級経費は、実施機関である市町村経費五百六十四万余円と、国庫補助五十七万余円、その他自己負担七十三万余円、計六百九十四万余円を費消しているが、実施機関の施設の整備、特に指導者の確保が先決問題と思料されるので、将来勤労青少年を対象として真に本来使命に副うよう学級の質的充実を図るよう一層の指導助長に努力されたい。

二 成人教育の一環として婦人学級(一四三)を県下各地に開設し、生活に直結した実践活動を通じて身近かな生活経験を反省し、更に問題の追求解明にその活動も活潑化してきているが、公民館活動を中心とした総合的な運営計画にもとづき、関係機関との連絡調整の緊密化を図り、生活並びに教養水準の向上に資するよう合理的な指導助言に一層の配意を望む。

体育保健課 昭和三十一年十一月五日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一 社会体育は県民普遍しく体育の向上を図り健康増進と明確性を確保すべきものであるが、県財政の面から充分な予算的配意が欠け、県下組織団体を通じ最も効果的な活動に資することは容易でない。所要経費の計上につき特に配意された。

また組織団体の活動経費の確保、組織内容の充実強化等につき強力な育成指導に努力するとともに、指導者養成に当つては最適任者を選考せしめ、更に公民館活動にマッチせしむる等特段の配意を望む。

二 学校保健について特に慎重を期し、健康管理の万全を期すべきである。

殊に学徒の結核感染状況を見ると、小学校児童が最も多く、要注意六九八人、要休養二人、要療養五六人であり、年々増加の傾向にあり特に年令的にも陽転者

いる傾向が見られる。しかしながら反面児童数は累年増加を示し、加うるに本県の立地条件その他特殊事情からして教職員の定員確保には容易ならざるものを見受けられるので、学校規模の適正合理化は勿論のこと、教職員の人事交流、新陳代謝を強力に推進すると共に、人員構成の合理化に一層の努力を致し、以つて教育行財政の効果を図るべきである。

二 義務教育費国庫負担金の交付並びに精算が遅延し県財政に及ぼす影響があるので、これが促進につき当局の善処を望む。

高校教育課 昭和三十一年十一月五日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一 高校教育に対する人事管理の適正運営について考究措置すべきものがある。

即ち人事交流に当つては学校差の均衡是正につき充分

社会教育課 昭和三十一年十一月五日監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一 青少年教育の振興につき一層努力すること。

二 定時制課程の適正運営についてば三十一年四月より中心校六校、及び分校二校に対して生徒の募集停止等にかかる措置を講じ整理統合を図りつつあるが、なお一段の整理統合に検討の余地があるように思料せられる。また残置校に対する内容整備の充実と定時制教育の一般への認識については格段の配慮をされたい。

なお通信教育の振興と定時制課程との併用勧奨についても努力すべきである。

留意せられたい。

なお教科課程の改定並びに定時校に対する生徒の募集停止等に伴う人員配置についても合理化に努力すべきものがある。

が多く、児童の健康管理が喫緊であるが、小学校一一校を通じて養護教諭の配置は一般教職員定数に制約を受け減少の一途をたどり、県下僅か七五名であり、また保健主事にあつてもその活動が軽視される等学校の健康管理の推進が粗止されているので速かに養護教諭の確保と、保健主事の活動を助長せしめ学校保健の万全を期するよう当局の善処を望む。

三 学校給食実施につき積極的啓もう、指導を実施すべきである。即ち給食実施校は前年度四〇校で実施人員二〇、六六一人であつたが、本年度は五一校二五、五七八人となり年々増加しているが、町村財政の窮迫並びに父兄負担の過重等により、給食実施に多大の支障を生じている一面、給食制度普及についても活動経費の僅少により実施率は小学校で二四%である。またこれらの実施校に対する栄養指導については、研修、講習等により普及しているが、給食施設の改善指導、栄養士の確保等不斷の専門的指導の徹底を図る必要がある。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷
鳥取県鳥取市東町取
所 県鳥取市東町取
印 刷 所